

令和7年度運営指導について

1 令和7年度運営指導件数等について

- (1) 実施件数：4事業所
- (2) 対象サービス種
 - ①地域密着型通所介護 ②認知症対応型共同生活介護 ③小規模多機能型居宅介護

2 運営指導における指摘事例

本市で実施した運営指導の際に、指導事項として指摘した事例を掲載します。事業所において、類似の事例がないかご確認ください。

(1) 設備に関する基準

①設備及び備品等

- ア 消防用設備点検が実施されていなかった。
- イ 事業所の看板が劣化（文字剥離）しており改善を要する状態であった。

(2) 運営に関する基準

①内容及び手続の説明及び同意

- ア サービス提供の開始に際し、利用申込者の同意の署名は得ているが、日付の記載がないものがあった（重要事項説明書）。
- イ 重要事項説明書に虐待防止のための措置に関する事項の記載がなかった。（運営規程の概要が記載されることとなっているため記載が必要。担当者の明記も必要。）
- ウ 新たに追加した費用について、説明を行い同意を得た記録が確認できなかった。

②サービス提供の記録

- ア 具体的なサービスの内容、利用者の状況その他必要な事項が確認できないものがあった。

③具体的取扱方針（GH、小多機）

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していなかった。（3月に1回以上）
- イ 委員会の結果について、職員へ周知を行った記録が確認できなかった。
- ウ 身体的拘束等の適正化のための研修の実施が確認できなかった。（年2回以上、新規採用時）

【全サービス共通】

当該利用者、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性、一時性）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

参考：介護職員・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き R6.3

④個別サービス計画の作成

- ア サービス計画の更新（継続）がされていないものがあった。
- イ サービス計画書について、同意の署名があるが日付の記載がないものがあった。
- ウ 介護計画書の作成が一連の流れに沿って行われているか等、記録が不十分なものがあった。

⑤管理者、管理者の責務

- ア 業務の実施状況の把握その他の管理が一元的に行われていなかった。
- イ 職員に規定を遵守させるため必要な指揮命令が行われていなかった。

⑥運営規程

- ア 運営規程の変更に伴う変更届が提出されていなかった。（介護保険法78条の5）
- イ 事業所に掲示している（または備え付けている）運営規程が最新のものになっていなかった。※運営規程を変更した場合、重要事項説明書の修正も忘れずに。

⑦勤務体制の確保等

- ア 認知症介護基礎研修の受講がされていない職員がいた。
※無資格者は雇用から1年以内の受講を。事業所は受講終了証の発行まで確認を行うこと。。
- イ 出勤簿の管理が適切に行われていなかった。

⑧非常災害対策

- ア 避難訓練の記録が確認できなかった。
※施設系の場合は日中、夜間（想定）で行うこと。※消防法に定めあり
- イ 避難計画や通報及び連絡体制が職員へ周知されていなかった。

⑨衛生管理等について

- ア 感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会が1回しか開催されていない。
- イ 委員会等の結果について、職員へ周知を行った記録が確認できなかった。
- ウ 訓練が年に1回しか行われていなかった。

⑩秘密保持

- ア 利用者、利用者家族の個人情報使用書の日付の記載がないものがあった。
- イ 職員の秘密保持誓約書の作成がされていなかった。

⑪苦情処理

- ア 苦情処理体制及び手順等の事業所内への掲示及び受付箱の設置が確認できなかった。
- イ 受付箱の設置はあるが筆記用具や用紙の設置がなかった。

⑫地域との連携

ア 運営推進会議の会議録が公表されていなかった。

※R6集団指導資料「運営推進会議について」をご確認ください。

⑬事故発生時の対応

ア 事故報告書が市へ提出されていないものがあった。

※詳細は「事故報告について」R6集団指導資料ご確認ください。

イ 損害賠償保険に加入していない。保証期間が過ぎている。

※賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。

⑭虐待の防止

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会が1回しか開催されていない。

イ 委員会等の結果について、職員へ周知を行った記録が確認できなかった。

⑮記録の整備

ア 記録等の保存期間が2年と記載されているものがあった。

(石垣市条例：その完結の日から5年間保存しなければならない)

イ 各種委員会等の記録について、会議式次第や資料、出席者氏名、会議録等の記録が不十分。職員への周知は口頭ではなく、回覧等で対応して下さい。

※研修について、個別の研修計画は加算にも影響する場合があります。アプリ等で研修を行う場合、進捗管理を行ってください。運営指導では研修受講記録を確認します。

【回覧例】

管理者	花城	石垣	大浜	山田	佐藤	宮良	鈴木

★指定基準や加算等の確認について

事業所を運営するにあたり、各種資料等を確認の上、適切なサービス実施をお願いします。

- ・介護報酬の解釈 1 「単位数表編」 2 「指定基準編」 3 「QA・法令編」
- ・「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」厚生労働省
- ・「介護保険最新情報」厚生労働省 等

